

令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団指導 （共同生活援助編）

大阪市福祉局障がい者施策部

1

それでは令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導、
共同生活援助編をはじめます。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

2

共同生活援助編では、運営指導等における指導内容のうち、

1 運営に関する内容、

2 給付費に関する内容

についての注意事項を説明します。

はじめに、1 運営に関する内容から説明します。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

3

共同生活援助編では、運営指導等における指導内容のうち、

1 運営に関する内容、

2 給付費に関する内容

についての注意事項を説明します。

はじめに、1 運営に関する内容から説明します。

従業員の員数

- 世話人及び生活支援員の配置は事業所全体で必要数を満たしてください。共同生活住居ごとに支援に不足が生じないが確認する必要があります。
- また、世話人及び生活支援員の配置は夜間の時間帯を除いて必要数を満たしてください。
- 夜間の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から活動開始時刻までを基本とし、各事業所において設定するものですが、少なくとも22時から翌5時を夜間の時間帯に含む必要があります。

従業員の員数について説明します。

世話人及び生活支援員の配置については、事業所全体で必要数を満たしてください。

なお、共同生活住居ごと支援に不足が生じないかも含めて、確認する必要があります。

また、世話人及び生活支援員は夜間の時間帯を除いて必要数を満たしてください。

夜間の時間帯は利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、各事業所において設定するものですが、少なくとも22時から翌5時を夜間の時間帯に含む必要があります。

利用者負担額等の受領①

- 利用者負担額等は運営規程に定め、その費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。
- 運営指導等において、次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。
- ・ 入居時に利用者から協力金や一時金などの名目で費用を徴収しているが、費用の使途が不明確で、退去の際の返還額等の取り決めが不適切。
- ・ 利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない。
- ・ 空き居室の家賃を利用者に負担させるなど運営規程に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している。
- ・ 食材料費、光熱水費等の精算が行われていない。

5

利用者負担額等は運営規程に定め、その費用の内容について、重要事項説明書等により利用者に説明を行い、利用者の同意を得る必要があります。

運営指導等において、次のような事例が見受けられますので、ご注意ください。

入居時に利用者から協力金や一時金などの名目で費用を徴収しているが、費用の使途が不明確で、退去の際の返還額等の取り決めが不適切、

利用者から徴収する費用について、家賃、光熱水費、食材料費、日用品費等の内訳が不明確で、徴収金額の根拠が示されていない、空き居室の家賃を利用者に負担させるなど運営規程に定められた金額と異なる金額を利用者から徴収している、食材料費、光熱水費などの精算が行われていない。

利用者負担額等の受領②

- 利用者から月ごとに「修繕積立金」を徴収する場合は、次の手続きが必要です。
- 積立金に関してあらかじめ重要事項説明書等で説明し同意を得ること。
- 積立金を用いた修繕の対象となる設備の品目等を明確にすること。
- 積立金を用いた修繕に係る台帳を作成し適正に管理すること。
- 積立金は、その会計を明確にして、経理を適正に処理すること。
- 利用者に対して一定期間ごとに積立金の会計を報告すること。
- 積立金は、利用者が退去した場合等、必要に応じて精算すること。

利用者から月ごとに「修繕積立金」を徴収する場合は、次の手続きが必要です。

積立金に関してあらかじめ重要事項説明書等で説明し同意を得ること。

積立金を用いた修繕の対象となる設備の品目等を明確にすること。

積立金を用いた修繕に係る台帳を作成し適正に管理すること。

積立金は、その会計を明確にして、経理を適正に処理すること。

利用者に対して一定期間ごとに積立金の会計を報告すること。

積立金は、利用者が退去した場合等、必要に応じて精算すること。

運営指導等における指導内容

1 運営に関する内容

2 給付費に関する内容

7

次に、2 給付費に関する内容を説明します。

共同生活援助の基本報酬（世話人の配置基準）

- 令和6年度報酬改定により基本報酬が見直され、世話人の配置基準について、4:1以上及び5:1以上の区分がなくなり、6:1以上の区分のみになりました。

《基本報酬区分の見直し(介護サービス包括型の例)》

- 共同生活援助サービス費(Ⅰ)(世話人の配置6:1以上)
- 共同生活援助サービス費(Ⅱ)(体験利用)

8

共同生活援助の基本報酬（世話人の配置基準）について説明します。

令和6年度 報酬改定により基本報酬が見直され、世話人の配置基準について、

4:1以上及び5:1以上の区分がなくなり、6:1以上の区分のみになりました。

基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）では、

- 共同生活援助サービス費(Ⅰ)は、世話人の配置6:1以上、
- 共同生活援助サービス費(Ⅱ)は、体験利用の場合になります。

サービス提供職員欠如減算

- 基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合 にはその翌月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、または、人員基準上必要とされる員数から 1 割の範囲以内 で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

9

サービス提供職員欠如減算について説明します。

基準上必要とされる従業者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、または、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

また、減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

サービス管理責任者欠如減算

- サービス管理責任者は利用者の数に応じ、1人以上配置する必要があります。
- 基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。



- ・ サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- ・ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、5月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

10

次に、サービス管理責任者欠如減算について説明します。

サービス管理責任者は利用者の数に応じ、常勤1人以上配置する必要があります。

基準上必要とされるサービス管理責任者の員数が満たされていない場合には、減算を適用する必要があります。

サービス管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合は、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定してください。

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。
- 個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。
- これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。



- 個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月（減算が適用される月）から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

11

続いて、個別支援計画未作成減算について説明します。

サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画を作成してください。

また、基準に定められた個別支援計画作成に係る一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

これらが満たされていない場合、減算を適用する必要があります。

実際の減算にあたっては、減算が適用される月から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3か月以上連続して解消されない場合には、3か月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

福祉専門職員配置等加算

- 従業者の異動や退職等があった際には、福祉専門職員配置加算の要件を満たしているか確認する必要があります。



福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や、退職により、加算の要件である常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合（Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上）、常勤換算により常勤配置している従業者の割合（100分の75以上【Ⅲ型】）又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合（100分の30以上【Ⅲ型】）を満たせなかった時は、加算を算定できません。

12

続いて、福祉専門職員配置等加算について説明します。

加算の対象となる従業者の異動や退職等があった際には、加算の要件を満たしているか確認する必要があります。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や退職により、加算の要件である、常勤配置している従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の有資格者の割合が、Ⅰ型は100分の35以上、Ⅱ型は100分の25以上を満たせなくなったとき、またⅢ型においては、常勤配置している従業者の割合が100分の75以上、又は、常勤配置している従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上を満たせなくなった時は、加算を算定できません。

夜間支援等体制加算①

- <Ⅲ型以外>
1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があります。
(サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除く。
ただし、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要です。)
- 夜間支援についても支援内容、利用者の状況、特記事項などを記載したサービス提供の記録を残す必要があります。

13

次に、夜間支援等体制加算についてです。

夜間支援等体制加算Ⅲ型以外において、1人の夜間支援員が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回しなければなりません。

なお、サテライト型住居で巡回の必要がないとあらかじめ判断したものは除きますが、この場合であっても就寝前後に電話等により当該利用者の状況確認を行うことが必要です。

また、夜間支援についても、支援内容、利用者の状況、特記事項などを記載したサービス提供の記録を残す必要があります。

夜間支援等体制加算②



- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付ける必要があります。
※夜間支援の必要性を明確にしてください。
- 加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定する必要があります。
※共同生活援助事業所全体の前年度平均利用者数ではありません。

14

夜間支援等体制加算（Ⅰ）の算定にあたっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに、個別支援計画に位置付けて下さい。

特に、夜間支援の必要性を予め明確にしてください。

加算の算定にあたって用いる単位区分は、夜間支援従業者が支援を行う共同生活住居における入居者の前年度平均利用者数で算定して下さい。

なお、事業所全体の前年度平均利用者数ではありませんので、ご注意ください。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導（共同生活援助編）を終わります。

大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告をお願いします。



15

お疲れさまでした。

以上で、令和7年度指定障がい福祉サービス事業者等集団指導
共同生活援助編を終わります。

また、大阪市HPにおいて、今回のスライド資料や その他 参考
資料等を掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は「大阪市行政オンラインシステム」で受講報告を
お願いします。